

## 別表十二（八）の記載の仕方

1 この明細書は、青色申告法人で原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第55条の3第1項（廃炉等積立金の積立て及び管理）に規定する廃炉等実施認定事業者（以下「廃炉等実施認定事業者」といいます。）であるものが措置法第57条の4の2（特定原子力施設炉心等除去準備金）の規定の適用を受ける場合又は連結法人で廃炉等実施認定事業者であるものが同法第68条の54の2（特定原子力施設炉心等除去準備金）

の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「期首特定原子力施設炉心等除去準備金の金額5」には、当期首現在の税務計算上の特定原子力施設炉心等除去準備金の金額を記載します。